

令和6年度入学者選抜試験

学校推薦型選抜問題

小論文 (120分)

(看護学科・現代福祉学科・子ども学科)

注 意

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この問題冊子は、5ページあります。
- 3 解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚あります。解答用紙には解答欄以外に受験番号欄と氏名欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正しく記入しなさい。
ただし、得点欄と整理番号欄は記入してはいけません。
なお、解答は最初のひとマスを開けず、改行せずに続けて記入しなさい。
また、行末以外は句読点も1文字分として当てなさい。
- 4 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせなさい。
- 5 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけません。
- 6 下書き用紙は、下書き等に利用してもよろしい。
- 7 試験終了後、下書き用紙および問題冊子は持ち帰りなさい。

問題 1 次の文章は、『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』という著書の一部です。この文章を読んで、設問 1 および設問 2 に答えなさい。

ケアは自然現象とは違う。ニーズ——「必要」と訳される——が認知されないかぎり、おのずから満たされることはない。赤ん坊でさえ、泣いたり身体の徴候によってニーズを表出し、それを養育者が認知することを通じて相互行為が成立する。「母性愛」が自然でも本能でもないことがあきらかになった今日、赤ん坊のいかなるニーズに応え、いかなるニーズに応えないかもまた、文化と歴史によって変化する社会構築的なものである。

ケアの受け手と与え手の関係は非対称である。なぜなら相互行為としてのケア関係から、ケアの与え手は退出することができるが、ケアの受け手はそうでないからである。この非対称な関係は、容易に権力関係に転化する。うらがえしにケアに先立って存在する権力関係を、ケア関係に重ねることもできる。家族の支配・従属関係、ジェンダー、階級、人種など、ありとあらゆる社会的属性が、ケア関係の文脈に関与する。このなかで搾取や強制、抑圧や差別が生じる。ケア関係の非対称性とは、このような社会的文脈におけるケアの抑圧性を、ケアする側・ケアされる側の双方から、問題化することを要請する。

ケアの相互行為性は、ケアする側、ケアされる側の双方がケア関係の「当事者」であることを想定するが、その場合でも、その非対称性においてケアされる側が第一義的にニーズの「当事者」であることは、くりかえし強調されなければならない。

「当事者」とはニーズの帰属先であるという際に、本書が採用するのは厚生経済学のアマルティア・センの「潜在能力アプローチ」である。潜在能力アプローチは、当事者ニーズを主観的かつ客観的に測定し、比較することを可能にする。すなわち、ケア関係から離れてもケアされる側のニーズはなくならないが、ケアする側のニーズは、ケア関係にとどまることによってはじめて生じる二次的ニーズであり、ケア関係から退出すればなくなる性質のものだからである。

ケアという相互行為に関与するさまざまなアクターをすべて「当事者」とする代わりに、一義的なニーズの帰属先と、それ以外のアクターとを区別することで「当事者」インフレーション*1を避けることは、理論的にも実践的にも必要であろう。

(中略)

ワーカークライアント関係^{*2}では、ソーシャルワーカーという職業が存在するからこそ、その「クライアント」が事後的に登場するのであり、その逆ではない。この関係の主格は、ワーカー側にある。同様に「利用者本位」にはサービス供給者側のパターンリズム^{*3}が見てとれるし、「消費者主権」は、生産者や製造業中心の社会で、実は受動的な誘導の対象にすぎない消費者に、「決定権」があると皮肉なりリップサービスのように聞こえる。ほんらいあるべき権利が尊重されないためにわざわざそれを言わなければならないという点では、「当事者主権」は「消費者主権」からの連想上にあるが、もちろんここで「当事者」と呼ぶ人々は、たんに「消費者」や「利用者」であるだけではない。

(中略)

「当事者主権」という用語を日本で初めて用いたのは、立岩真也 [1990] である。立岩は九〇年代の著作で一度だけこの用語を使い、その後の著作でそれ以降の展開をしていない。中西と上野は、立岩とは独立して「当事者主権」という用語を思いついたが、その時には立岩の著作にこの用語が既出していることを知らなかった。「利用者中心」「消費者主権」というような語からの類推であれば、複数の人々が独立して類似の概念を考えつく可能性は否定できない。という点で、「当事者主権」という概念は、たしかにオリジナルではあるが決して突出したものではなく、一連の障害学研究の動向のなかに位置づけられるものである。

「当事者主権」という概念が障害学の分野から生まれたのは偶然ではない。というのも、「消費者主権」同様、援助の対象となっていながらその実、援助の内容についての自己決定権を長きにわたって奪われてきたのが障害者だったからである。障害者に限らず、女性、高齢者、患者、子どもなどの社会的弱者に「当事者能力」が奪われてきたことを前提に、それらの人々の「自己決定権」を主張するために、「当事者主権」という用語がつくられる必要があった。「当事者主権」とは何よりも社会的弱者を権利の主体として定位するために、必要とされた概念なのである。

(出典：上野千鶴子著 『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』より抜粋、太田出版 2011年)

出題者注

原典でつけられていた注釈番号の記述は省略した。

*¹ インフレーション；膨らんだ状態

*² ワーカークライアント関係；援助者とサービス利用者の対人関係のこと

*³ パターナリズム；本人の意向とは関係なく、サービス供給側が介入や支援を行うこと

設問 1 文中下線 ケアの受け手と与え手の関係は非対称であることを問題化すべき理由について、文中の言葉を用いて 100 字以内で説明しなさい。(40 点)

設問 2 「当事者主権」という概念がなぜ必要なのかを、筆者の考えをふまえながら、具体的ケア関係の例を挙げ、あなたの考えを 400 字以内で記述しなさい。
(60 点)

問題 2 次の文章は、『対人援助のカウンセリング その理論と看護・福祉のケース・スタディ』という著書の一部です。この文章を読んで、設問 1 および設問 2 に答えなさい。

コミュニケーションには、ことばという記号を媒介にしてメッセージの交換を行なう言語コミュニケーションと、表情や声の調子あるいは服装などの非言語的伝達媒体に基づく非言語コミュニケーションとがある。

コミュニケーションにおけることばとは、ある「刺激」を感じた「送り手」が何らかの表現欲求を抱き、それを言語化した「メッセージ」である。①話しことば、②書きことば、③手話などが言語コミュニケーションに含まれる。

言語表現は、非言語的表現に比較して伝達したい内容が理解されやすいものと一般に考えられがちである。しかし、現実にはことばという一つの記号によってメッセージを伝えるわけであるから、とうぜんのことながら「ことばの限界性」の問題は避けられない。つまり、伝達したい内容とそれを的確に表現することばとの間にはズレやすき間が生ずることが多く、メッセージを発する時点ですでに正確さや明瞭さを欠く場合が少なくない。また受け手の所にメッセージが届き、それを解釈する段になって、さらにその曖昧さが増幅される恐れがある。したがって、言語コミュニケーションにおける落とし穴や限界として、ことばにまつわる不確かさを意識しておく必要がある。

一方、非言語コミュニケーションには、たとえば①表情（顔面の筋肉や目の動き・顔色など）、②音調（声の大きさや調子・話すりズムやスピード・息づかいなど）、③身体（ジェスチャー・姿勢・身体の動き・相手との距離や位置など）、④身体的接触（体温・触感・スキンシップなど）、⑤におい（嗅覚により感受されるさまざまな香りや体臭など）、⑥外見（服装・髪型・化粧・装身具など）などの構成要素が含まれる。また非言語コミュニケーションは、言語化という作業に縛られないために、送り手が意識していないような、ことばに表われない意識下のメッセージや隠れた意味を伝えている場合がある。それは、知的な言語情報よりも情緒的な情報を伝達するともいわれる。

ところで言語コミュニケーションの場合、「メッセージ」が音声や文字となって「伝

達経路」を通る。それに対して非言語コミュニケーションの方は、言語でない音波や光波が「受け手」に何らかの情報として知覚された場合にのみ、それらが「メッセージ」と認知される。すなわち非言語コミュニケーションの場合は、「受け手」が「送り手」からえた情報を「メッセージ」として解読できるか否かが大きな焦点になる。したがって、非言語コミュニケーションを対人援助過程において活用するためには、相談者の発するメッセージを的確に受けとることが可能なように、受け手である援助者の豊かな感受性と細かい観察力が必要となる。

加えて、送り手と受け手の伝達経路は一本ではなく同時に複数にまたがることが多い。それらの意味内容に一貫性があれば問題はないが、ことばによって実際に伝えていることと、表情から相手に伝わってしまうことが異なるという状態は少なくない。複数の伝達経路によってえられる言語・非言語的メッセージに注意し、それらを手がかりとしてすべてのメッセージを余さず受けとめたうえで総合的な判断を行なうことが、正確なコミュニケーションを生む。言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションは、送り手やメッセージにかんする誤解を避け、理解を深めるという意味において、相互補完的な機能を有している。

(出典：奥田いさよ編著 『対人援助のカウンセリング その理論と看護・福祉のケース・スタディ』より抜粋、川島書店 1991年)

出題者注

「行なう」(下線 原文どおり)

設問 1 筆者のいう「言語コミュニケーション」の限界とは何か、筆者の言葉を用いて120字以内で説明しなさい。(40点)

設問 2 下線部について、筆者が指摘する「正確なコミュニケーション」とはならない場面を具体的に挙げたうえで、それがなぜ正確なコミュニケーションとまらないのか、350字以内で述べなさい。(60点)